調理師の皆様へ

調理業務に従事している調理師の方は、調理師業務従事者 届出を提出してください。

飲食店や給食施設などで調理業務に従事している調理師は、<u>調理師法第5条の2に基づき、氏名、住所、その他厚生労働省令で定める事項を、2年ごとにその就業地の都道</u>府県知事に届け出ることが義務付けられています。

◇ 届出の必要な調理師

次のところで調理の業務に従事している調理師(調理師免許証を有する者)

- 寄宿舎、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、 その他多数人に飲食物を調理して供与している施設
- 飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業

◇ 届出期間

令和7年1月15日(水)まで

(窓口に直接持参する場合は、土曜、日曜日及び祝日を除く。)

◇ 届出方法

①インターネットから

おすすめ!

持参や郵送する手間が省けます。 短時間(10分程度)で入力が完了します。

下記ホームページへアクセス、必要事項を入力し、届出を行ってください。 【ゆびナビぷらす(行政手続オンライン申請サービス)アドレス】 「

https://Fukushima.ubinavi-plus.com/yb/page/ybSurvey.php?hidReportList-RPT0000133

QRコードからもアクセスできます

②保健福祉事務所(保健所)に提出

「調理師業務従事者届出書」を記入し、働いている事業所を所管する保健福祉事務所 (保健所)に提出してください。(郵送及びFAXによる提出も可能)

◇ 留意事項

- ・令和6年12月31日現在の状況について届出をしてください。
- ・届出の調理師名簿に関する項目は、調理師免許証等で確認のうえ記載願います。

◇ その他

詳しくは、最寄りの保健福祉事務所、福島市保健所、郡山市保健所又はいわき市保健所にお問い合わせください。

